

帯広市パートナーシップ制度がスタート

12月1日(木)から申請を受け付け

性的指向(好きになる性)・性自認(心の性)に伴う差別・偏見の解消、日常生活の困難や生きづらさの軽減を図り、性のあり方に関わらず、誰もが個人として尊重され、住んでいて良かったと思える地域社会の実現を目指します。

問い合わせ 市民活動課男女共同参画係(市庁舎3階、☎65・4134)

市ホームページID.1013194



パートナーシップ制度とは

本制度は、婚姻関係にはないものの、継続的に共同生活を行う同性カップルなどの2人の関係を帯広市が受け止め、公的に認める仕組みです。全国では200を超える自治体がパートナーシップ制度を導入しており、道内では札幌市、江別市、函館市、北見市が運用を開始しています。また、「パートナーシップ」とは、「互いを人生のパートナーとし、継続的に共同生活を行っている、または共同生活を行うことを約束した2者の関係」と定義しています。

この制度で何が変わるの？

帯広市の制度であるため、法的効力はありませんが、当事者の安心感や、社会的な理解を広げていくことを目指しています。また、パートナーが配偶者や家族と同様の行政サービスが受けられるよう、税証明の発行や就学援助の申請などを見直すこととしています。このほか、携帯電話の家族割引や生命保険の受け取り、住宅購入時のペアローンの利用など、民間サービスにも広がってきています。

二つの制度から選択できます

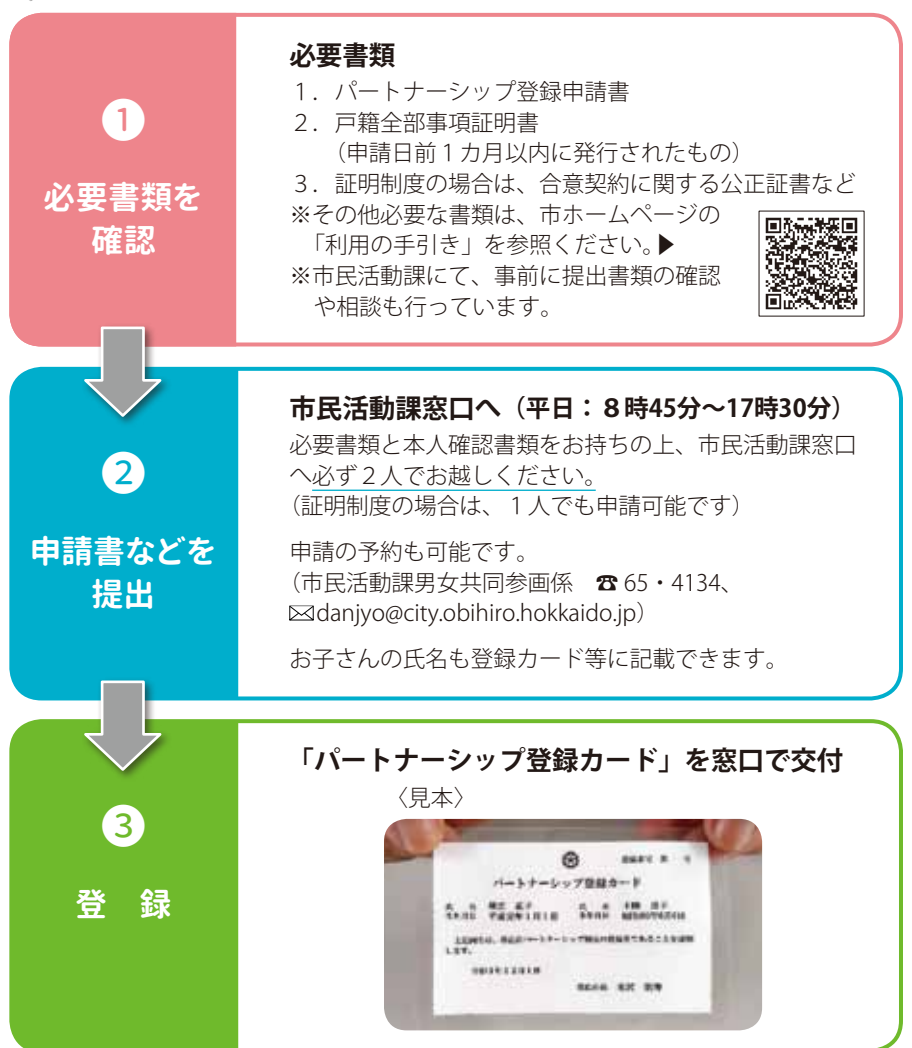
- 1) 証明制度…当事者間で公正証書などの形式で契約を締結し、これを市が確認した事実を証明します。
- 2) 登録制度…契約書などは不要で、要件を満たす2人を登録した事実を市が証明します。

次の要件をすべて満たす人が制度を利用できます

- 1) 双方が成年に達していること
- 2) 双方が帯広市民であること(市内で、通勤・通学、事業を営む、活動する人、市民になる予定の人も含む)
- 3) 双方に配偶者や事実婚の関係にある人がいないこと
- 4) 双方が相手方以外とパートナーシップ関係にないこと
- 5) 2人が近親者(直系血族、三親等以内の傍系血族、直系婚族)の関係にないこと
ただし、養子縁組関係の場合は利用できます。



申請・登録の流れ



登録カード等を提示された場合は、ご協力をお願いします

事業者の皆さまには、登録カード等を提示された場合など、法令の制約などのやむを得ない場合を除き、配偶者や家族と同様のサービスの提供などに、ご理解とご協力をお願いします。また、登録カード等を提示した2人の関係について、本人の同意なく、第三者へ伝えることのないようご注意ください。

「性は多様」であることを知っていますか？

一人ひとりに個性・特徴があるように、性的指向や性自認の組み合わせにより、さまざまな性のあり方があります。

L レズビアン

心の性が女性で女性を好きになる人

G ゲイ

心の性が男性で男性を好きになる人

B バイセクシュアル

男性・女性の両方を好きになる人

T トランスジェンダー

身体の性と心の性が異なる人

性的指向(好きになる性)
誰を好きになるか、ならないか

性自認(心の性)
自分の性別をどう認識しているか

- 身近には「いない」と思っていますか？
LGBT等の人は、外見では分からないことが多く、「身近にいない」「会ったことがない」と思っている人も多いと思います。しかし、人口に占めるLGBT等の割合は、3~10%という調査結果もあり、血液型のAB型や左利きの割合と同程度とされています。
- 「アウティング」は絶対にいけません！
性的指向などを本人の許可なく他の人に伝えることを「アウティング」と言います。悪意をもって暴露する場合だけでなく、良かれと思って第三者と共有する場合も、本人を深く傷付けてしまうことがあります。
- 社会で直面する困難例
LGBT等の人は、からかいや嫌がらせを受けたり、誰にも相談できずに悩んだりするなど、さまざまな困難に直面しています。
【例】・アウティングが心配で、誰にも相談できず孤立してしまう。
・心の性に合った、トイレや更衣室などを利用できない。
・パートナーに福利厚生制度が適用されない。

多様な性を考えよう▶
市ホームページ ID.1007374

